

沼津市立学校設置条例の一部改正について

沼津市立学校設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 2 月 6 日提出

沼津市長 賴 重 秀 一

沼津市立学校設置条例の一部を改正する条例

沼津市立学校設置条例（昭和39年条例第31号）の一部を次のように改正する。

第 1 号の表中「沼津市立第一小学校」を「沼津市立集明小学校」に改める。

第 2 号の表中「沼津市立第一中学校」を「沼津市立集明中学校」に改める。

付 則

この条例中第 1 号の表の改正規定は令和 8 年 4 月 1 日から、第 2 号の表の改正規定は令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

「提案理由」

学校の統合に伴い、集明小学校及び集明中学校を開校するものである。